

新法のポイント

① 裁判所において、適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえ、最も適切な処遇を決定(終了の時期等を含め)。

② 入院医療については、国公立の指定入院医療機関において実施(全額国費)し、その症状に応じた適切な処遇を実施。

公正な手続の実現

専門的医療の提供

地域ケアの確保

被害者等への配慮

③ 退院後は、指定通院医療機関で医療を継続。保護観察所が都道府県等と連携の上、処遇の実施計画を定め、観察・指導等を実施。

④ 被害者等に裁判所の手続きの傍聴を認め、また、審判の結果を通知する仕組みを創設。

6

国会での主な論点 (国会修正)

① 対象者の人権面での配慮

漠然とした危険性が感じられるに過ぎない者までを対象としないよう、精神障害の改善のための医療の必要性など、入院の要件等を明確化し限定した。

② 社会復帰が主眼

いわば危険人物とレッテルを貼り、本人の円滑な社会復帰の妨げとなる仕組みとならないよう、社会復帰のための制度であることを明確化した。

③ 一般の精神医療等の水準の向上

こうした対象者を円滑に社会復帰させるためには、そもそも一般の精神医療等の水準を高め、国民の意識の啓発等が必要である。

7